

基 調 提 案

1 はじめに

1948年12月10日第3回国連総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」としての世界人権宣言が採択されました。まさに70年前の昨日のことです。戦禍に見舞われ、多大な犠牲者を生み出した人類の反省から、何よりも人権の尊さが謳われました。宣言で示された決意を具体化するために、国連に集う各国は、人権にかかわる様々な条約を締結し、そのための国内法整備を進めてきました。日本においても、自由権規約、社会権規約、子どもの権利条約、女性差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、障害者権利条約等々の批准がなされ、それぞれの委員会に対して、数年おきに人権状況の「改善報告」とそれに対する審査がおこなわれてきました。

しかしながら、日本は、国連からの勧告について強制力はないとタカをくくっているのか、条約委員会から示される指摘に真摯に対応せず誠実に履行してきたとは言い難い状況があります。国内人権機関の設置もその一つです。例えば、自由権規約委員会からの第6回総括所見での勧告は「委員会は、2012年11月の人権委員会設置法案の廃案以降、締約国に統合された国内人権機構を設置するための如何なる前進も見られないことに遺憾の意をもって留意する」とあり、同様の勧告は他の条約委員会からも何度も繰り返されています。

国連条約委員会がつくるべきであるとする人権に関わる法律を制定しないかわりに、日本政府がこの間につくった法律は「特定秘密保護法」「安保法制関連法」（戦争法）「共謀罪」等の反人権の法律であり、そうした市民の自由や権利を侵す危険のある法律を制定したことに対しても、懸念が表明されているのです。

政府はこの間、2020年のオリンピックを見据え、さすがに何らの手立ても講じないことは国際世論に言い訳ができないと判断したのか、個別課題ごとの法制定に着手しています。「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」「部落差別解消推進法」と、一昨年施行された3つの法律を実効性のあるも

のとするために、自治体での取り組みが求められています。

2 『人権侵害救済法』制定が望まれる現状について

旧優生保護法は1948年に施行され1996年までこの日本に存在していました。第2次世界大戦で人類を震え上がらせた行為は、優性思想に基づくナチスによるユダヤ人大量虐殺でしたが、日本においては、戦後半世紀もの間「不良な子孫を残さないため」の法律が存在していたのです。その成立過程は議員立法での全員一致の採択だったというのですから、特定の状況下での「正義」や「善意」がいかに関わる可能性があるものかを思い知らされます。私たちはそうした自戒を込めて来春通常国会で論議される、不妊手術を強制された被害者への「救済法」に明確な謝罪を盛り込むように求めます。2016年神奈川県相模原市の重度障害者施設で入所者19人が命を奪われた事件などにあらわれる、優性思想は決して過去のものではなく、二度と繰り返さないためにも、国としての姿勢を明確にすると同時に、人権侵害の実態を検証しなければなりません。

また、外国人労働者受け入れに関する「入管難民法改正案」が今国会で審議されていますが、「移民政策ではない」と断言する首相のもとで拙速に論議されることに、野党からの批判が噴出しています。そもそも、日本における外国人労働者はすでに130万人に達し、多くの技能実習生や留学生が非熟練労働の分野で働いています。「単純労働者」は受け入れないという30年前の閣議決定をたてに、これまで違法な低賃金や長時間労働を強いられてきた「技能実習生」が法的に位置付けられることは当然のことです。しかし、長年いびつな制度のもとで、低賃金、長時間労働を強いられてきた「労働者」の実態をあきらかにせず、「人材」としか把握しない姿勢には非常に問題があります。ここでも包括的な差別禁止法が日本にないことが問題とされ救済手続きの必要性が指摘されているのであり、そうした視点を含めて国会においては十分な論議が必要とされているところ、日程ありきの拙速審議で数の力行使する現政権の在り方は、まさに人権軽視の姿勢そのものです。

一方、部落差別解消推進法に関して言えば、相談体制の充実、教育啓発、実態調査が3本の柱となりますが、財源的な裏付けがない中、法務省が直接全国都道府県の任意世帯に対して実施する実態調査が注目されています。来

年度に中間まとめとして報告される調査結果が、今後の部落差別解消に向けた政府方針になることから、きわめて正確な状況把握が求められているのです。現在中央実行委員会と法務省との間で、その設問についての協議が進められています。京都市もこの秋に、人権にかかわる市民意識調査をおこなっています。国の調査結果とあわせて、詳細に分析し、人権文化推進計画に反映させる等、主体的な政策を推進することがのぞまれます。また、インターネット上に蔓延する差別事象も大きな課題です。鳥取ループ示現社が「部落探訪」として、「全国部落調査」を利用して、未指定、未組織を含めた被差別部落のようすを写真などでHP上に掲載していることに対して、法務省はなんら対応をせず放置したままでしたが、削除要請への重い腰をやっとあげる動きも見えています。インターネットの差別事象に関しては、自治体のモニタリングも欠かせません。香川県の取り組みが先進例として、第2次中央集会で報告されました。県の市町が責任をもった班員となり監視班が交代でモニタリングする体制をつくっています。京都市に対しても取り組みを求めています。

3 今後の取り組み課題と展望

2002年に同和対策事業特別措置法(地対財特法)が期限切れとなって以降、あたかも部落問題そのものが社会からなくなったかのような一部の風潮がありました。特に京都市では2008年の職員不祥事をきっかけに、強いバッシングにさらされる中、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」が立ち上げられ、翌年出された報告書では「特別」と映る全ての施策をなくすことが、すなわち「同和問題」の解決であるとする考え方が示されることで、様々な人権課題がある中で、部落問題が置き去りにされてきたと言わざるをえません。しかし、課題に向き合わないことが差別の解消に寄与することはなく、結果、2016年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されることとなりました。「現在もなお部落差別が存在する」ことが明記されたこの法律は、事業を通じた特別法ではなく、部落差別のない社会を実現することを目的としています。法第5条(教育及び啓発)では、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める」とありますが、まさに、自治体は足元にある具

体的な地域、人々がこれまで暮らし、これからも暮らしていくその地域の実情に向き合い、市民啓発を行うことが求められているのです。

また、同時に「人権教育・啓発推進法」を活用しながら、さらに広い視野から、国連が提唱する人権基準に社会全体を引き上げていくことも必要です。2016年から2030年に設定されたSDGs（持続可能な開発目標）の大きな理念を共有することや、国連の様々な人権条約委員会から日本が受けている勧告に敏感になることは特に重要です。そうした世界基準において「国内人権機関」が設置されること、人権侵害に対する救済法が整備されるべきことは何度も指摘されていることに、一人一人が自覚的になるべきです。異質性を排斥する風潮から解放され、他者を尊重し、自らの尊厳を守るために、それぞれの生活圏域において取り組みをすすめていきましょう。

4 具体的な取り組み

私たち京都市実行委員会では、以上のような課題を具体化させ、「部落解放・人権政策確立要求」を勝ち取るべく次の運動を展開します。

- (1) 部落差別解消推進法の具体化を国・地方自治体に求め、中央実行委員会、京都府実行委員会の運動方針にもとづき、積極的に活動していきます。引き続き衆参国会議員に要請行動を行います。
- (2) あいつぐ差別事件・差別事象を広く市民に訴え、その解決に向けて広範な市民と連携し、ともに取り組んでいきます。
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を活用し、憲法月間事業、人権月間事業などをおこないます。
- (4) 戸籍謄本等の不正請求を抑止するために、事前登録型本人通知制度の登録拡大にむけて取り組みを進めます。
- (5) 加盟諸団体の部落問題学習・研究等に積極的に参加していきます。
- (6) 部落問題をはじめとしたあらゆる差別撤廃の活動に協賛・参加していきます。